

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文
○麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（麻薬取締官の定数） 第九条 麻薬取締官の定数は、<u>二百九十六人</u>とする。</p>	<p>（麻薬取締官の定数） 第九条 麻薬取締官の定数は、<u>二百七十人</u>とする。</p>